

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が還付されます！

対象となる方・受付期間（令和6年1月制度開始）

- 令和5年11月1日以降に出産した岡山県建設国保の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産後2年以内に手続きが必要です。

国民健康保険料の還付方法

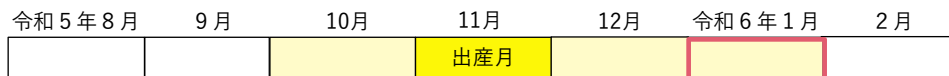
- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの保険料が実質免除されます。
- 対象月の保険料は一度引き落とされますが、産前産後期間後、引落し口座へ還付されます。



※産前産後期間の保険料が後日還付されます。

※多胎妊娠の場合は出産月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が還付されます。

- この制度は、令和6年1月から実施される制度のため、令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が還付されます。**



※令和5年11月1日に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料が還付されます。令和6年1月より前の期間については還付の対象とはなりません。

 …対象期間

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- ② 母子健康手帳など親子間関係・出産日が確認できるもの

※必要書類をご準備の上、**所属支部**へ届出ください。

問い合わせ先

岡山県建設国民健康保険組合 所属支部 又は 本部：TEL 086-252-9595